

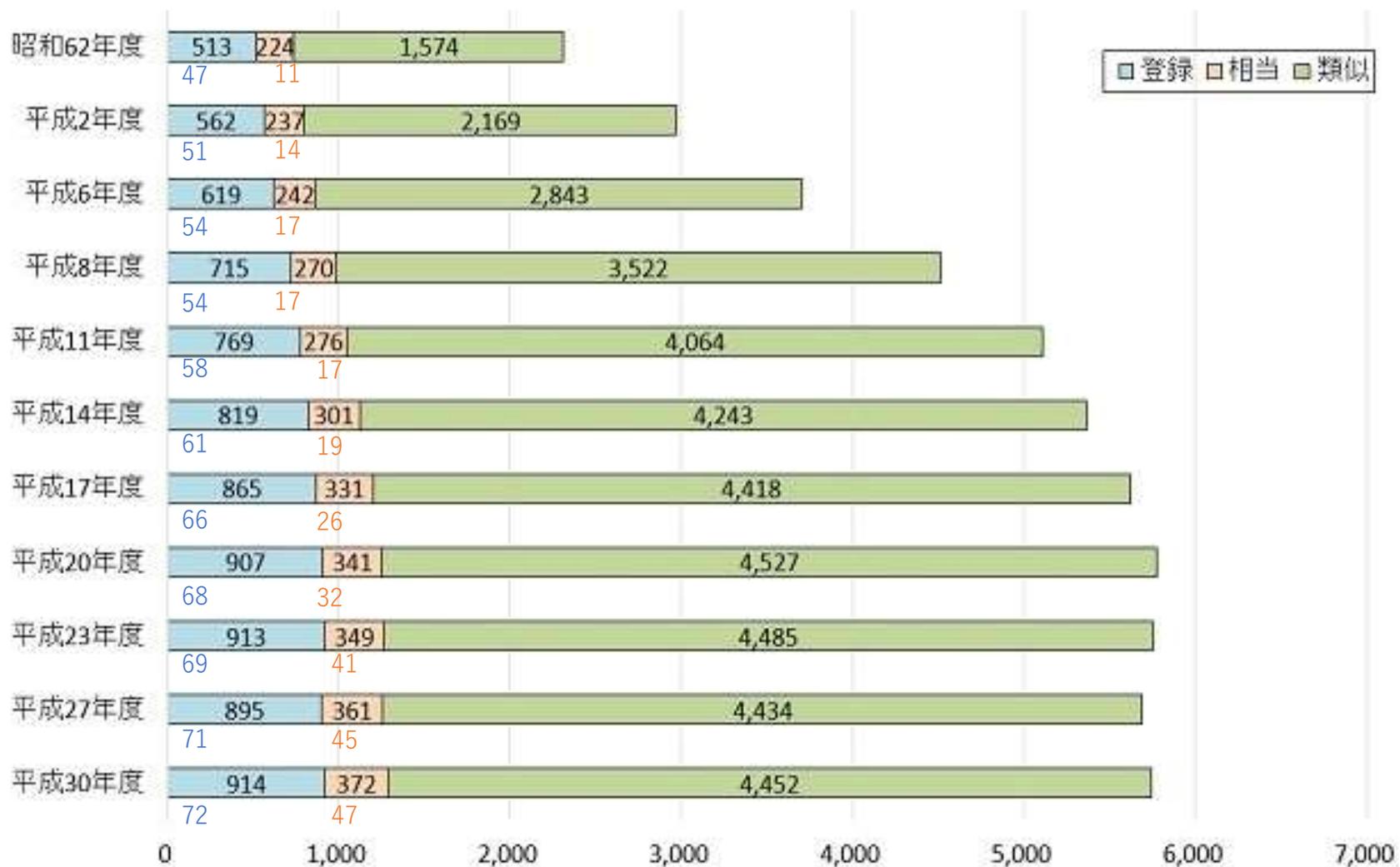
東京都の博物館登録事務

東京都教育庁
原 眞麻子

東京都の博物館数の推移

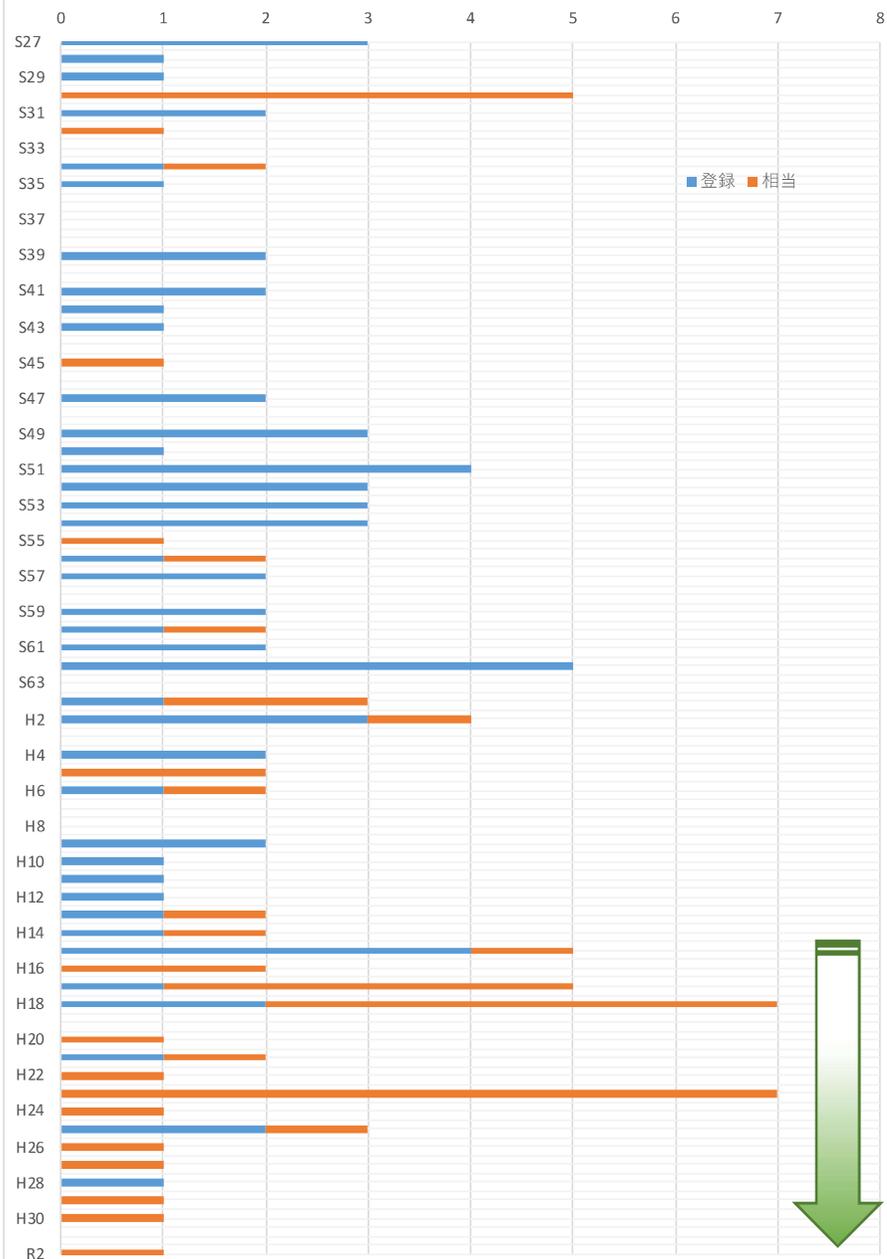
博物館数の推移

※文化庁HPより
※グラフ下段の数字が東京都



【東京都の傾向】 登録博物館は全国の8%前後で推移 相当施設は平成23年度以降は全国の10%超

東京都の博物館登録等の実績



背景となる制度改正

平成10年 登録美術品制度

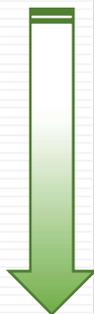
平成20年 博物館法改正

平成21年 博物館法施行規則改正

(平成24年4月施行 学芸員資格課程科目単位改正)

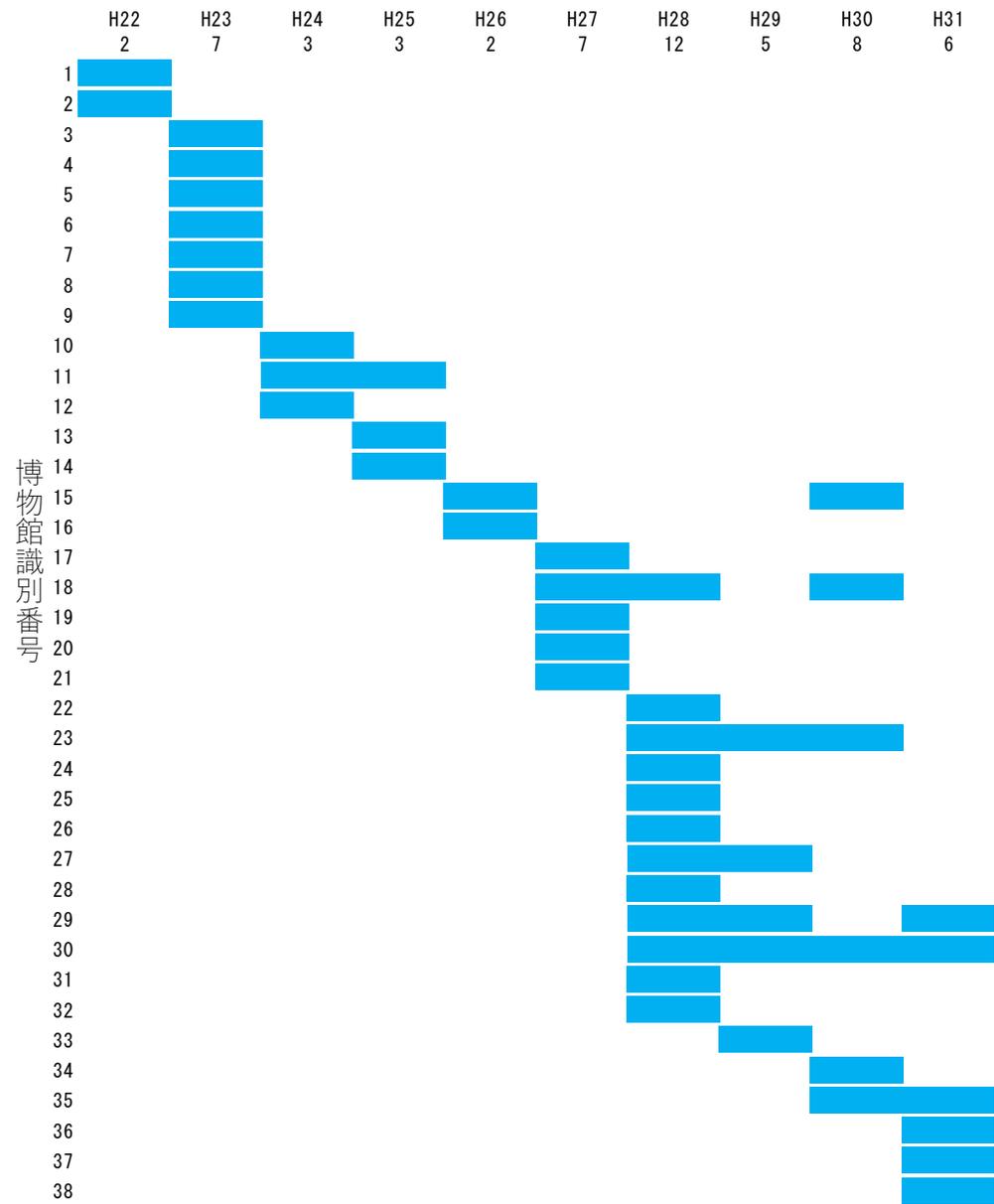
平成23年 美術品補償制度

相当施設の
指定申請が
増加



博物館に係る相談

過去10年間の相談実績



主な相談動機

- 著作権法の改正で複製された資料もアーカイブとして認められた。
- 公益財団法人に申請を希望
- 図書館等との資料借用のため
- 大学において博物館実習を行うため
- 博物館建物の改修に伴う一時閉館
- 建築基準法（都市計画法）の適用
- 美術品補償制度の適用



求められる
博物館の認定

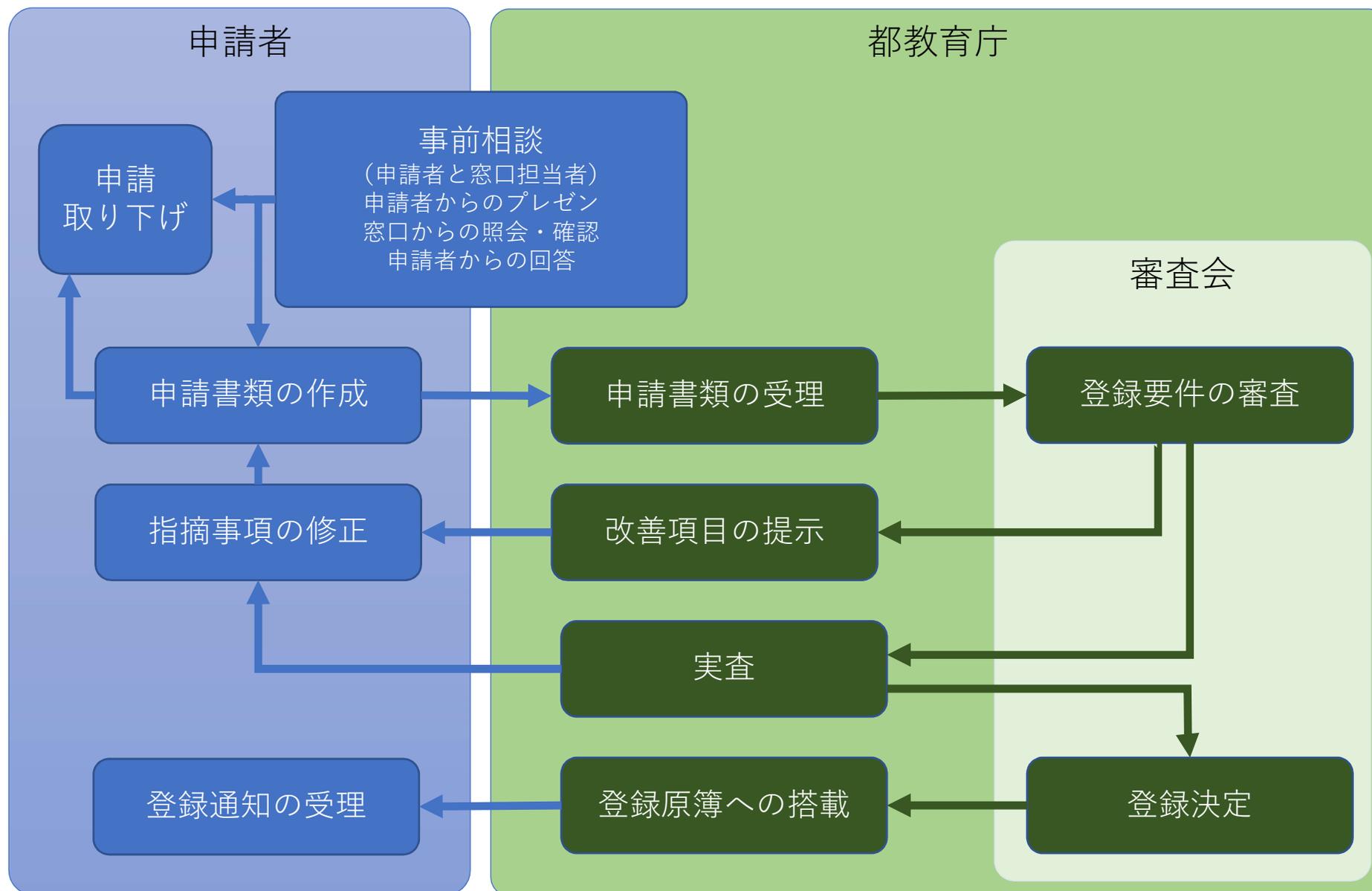
教育研究機関
公益性



博物館の希求

- 税法上の優遇措置
- 事業に係る法的手続きの円滑化
- 財源の確保
- 激甚災害時の支援措置

博物館登録手続きの流れ ～東京都の場合



博物館の登録審査

登録博物館審査要件 (法第12条)

1. 博物館の目的を達成するために必要な博物館資料があること
2. 博物館の目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること
3. 博物館の目的を達成するために必要な建物及び土地があること
4. 1年を通じて150日以上開館すること

博物館設置条例 法人の定款・館則

博物館資料目録

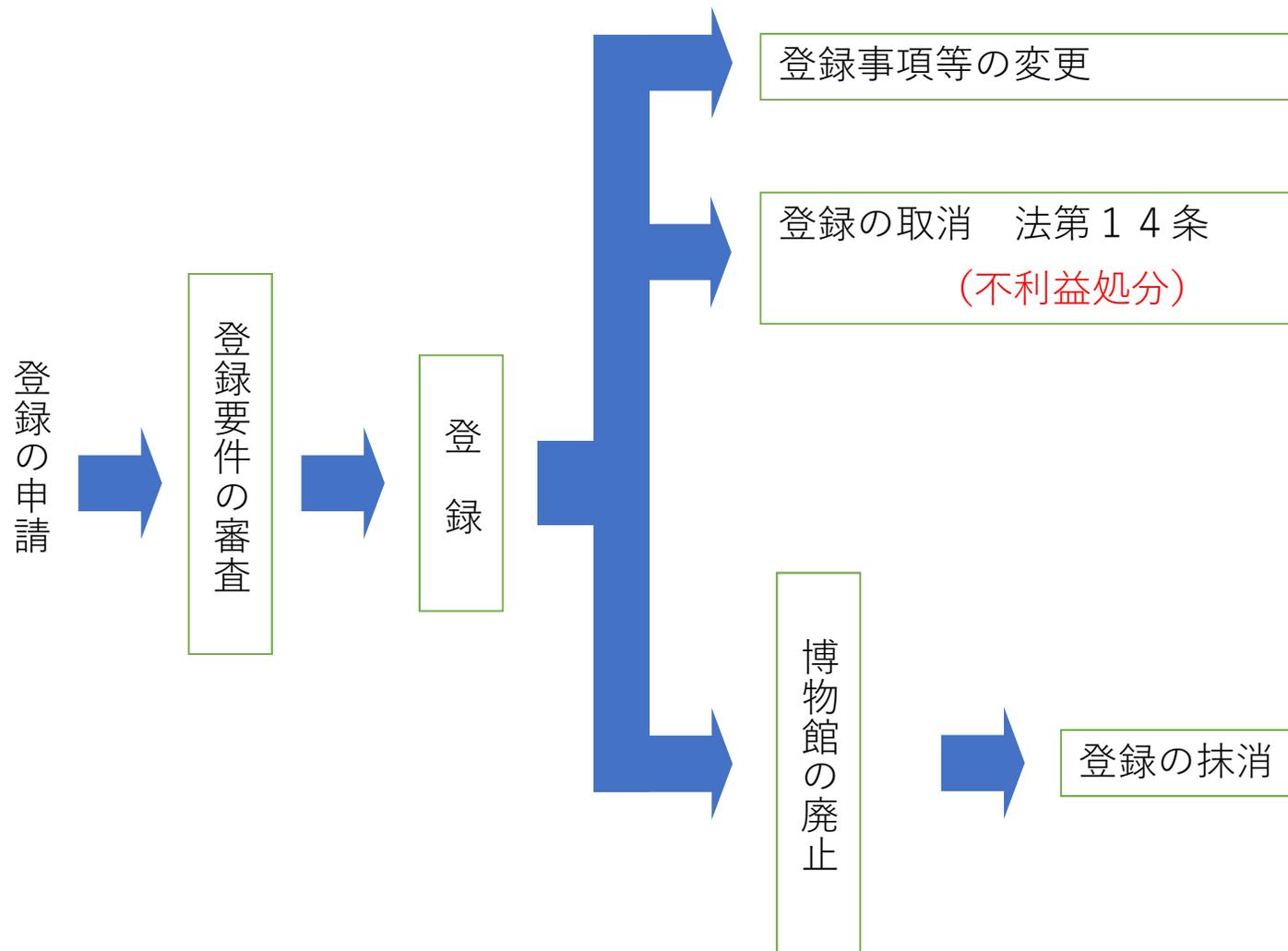
館長、学芸員履歴書

土地建物の登記簿謄本・公図・
平面図

教育研究機関としての事業展開
(公益性・継続性・安定性)
事業概要・財務状況・観覧規定

書類審査・実査

博物館法における行政処分



論点について

個人的意見

- 博物館法を国際的な博物館標準に連動させる。
→「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（ユネスコ総会決議、2015）との連動が必要。
- 博物館法は、博物館利用者の利益となる良質かつ適切な資料情報及び学習機会の効率的な提供体制の確保を図り、国民の文化の向上に寄与することを目的とするべきである。
- 例えば、
 - 利用者の博物館資料に関する適切な資料情報及び学習機会の提供を支援するために必要な事項
 - 資料の安定的な保存を確保するために必要な事項
 - 博物館の設置及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに資料情報提供施設、相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項
- 博物館資料の整備強化
→誰もがアクセス可能なものに（IT）
→資料に応じた保存設備の整備強化
→保存修理事業の推進
- 博物館規模に応じた登録基準
→中核博物館の設定と支援（防災、地域連携等）
- 事業に応じた運営組織（専門職員の配置）
→多様な専門職員の採用（教育、展示、研究、資料保存）
- 民間機関による「ジャパン・ミュージアム・オブ・ザ・イヤー」の創設（博物館の先駆的な活動に関する奨励）

UNESCO総会決議 2015

ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（ユネスコ総会決議、2015）

【イントロダクション】

1. **ミュージアムとコレクションは、自然と人類の文化の有形無形の証拠を安全に守るための、最も重要な機関である。**
2. ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

ミュージアムの主要機能

- 保存
- 調査
- コミュニケーション
- 教育

課題

- グローバル化
- 経済及びQOLとミュージアムの関係
- 社会的役割
- ミュージアムと情報通信技術

基本方針

- 有形・無形の文化遺産・自然遺産の保護に関する従来の国際的取り組みとの整合性を保つ
- ミュージアムとコレクションの多様性を保護

実用的な方針

- ミュージアムと一般市民との協働
- コレクションの目録作成を最優先
- ICOMの倫理規程を尊重
- 専門的職員の確保
- 事業計画と財政の健全化
- 情報技術への対応
- 長中期事業計画策定の推進

など